

令和四年八月三日提出
質問第一九号

内閣府「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震検討会報告」と日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安
全審査に関する質問主意書

提出者 山崎 誠

内閣府「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震検討会報告」と日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安

全審査に関する質問主意書

内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」（以下「検討会」という。）は、地震・津波防災対策を行う上で想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルの設定方針や、断層モデルによる津波・地震動の推計などの検討結果を、二〇二〇年四月公表した。これによると、日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場（以下、再処理工場という。）が存在する青森県六ヶ所村の震度は六強と想定されており、これに建物や機器が対応できるのか憂慮される。

そこで以下質問する。

一 原子力規制委員会の第四十一回技術情報検討会（二〇二〇年五月十一日）の資料によると、青森県六ヶ所村では震度六強と明記されている。国土交通省国土技術政策総合研究所が公開した震度と加速度の対応表では、震度六強は最大加速度範囲が八百二十〜千五百ガル程度とされている。

再処理工場は、当初基準地震動三百七十五ガルで建設された。その後二〇〇七年に四百五十ガル、二〇一四年に六百ガル、二〇一八年に七百ガルと訂正され、現在に至っている。再処理工場の基準地震動は、

内閣府推計の震度六強（八百三十〜千五百ガル）を大きく下回っている。

しかし、前述の技術情報検討会の資料によると、本件地震想定においても、再処理工場について安全を
確認しているとされている。

- 1 同日の技術情報検討会の主催者と参加者を明確にされたい。
- 2 同日の技術情報検討会において、再処理工場が安全であると判断した根拠を示されたい。
- 3 技術情報検討会の結論は、原子力規制委員会の決定事項と受けとめて差し支えないか。原子力規制委員会の決定事項であるとすれば、その法的根拠を明確に示されたい。
- 4 再処理工場における地震に対する安全審査はどのように行われ、今後どのように行われる予定か、明らか
らかにされたい。

二 検討会は、令和四年三月二十二日、最終報告をとりまとめ公表している。

- 1 最終報告で示された内容について、技術情報検討会をはじめとする原子力規制委員会において、再処
理工場の安全性について、改めて協議、審査を進めているのか、検討経過・検討内容を示されたい。
- 2 その過程で、原子力規制委員会として、再処理工場の安全性への評価に対する判断が変更された点は

あるか。明確に示されたい。

三 再処理工場は、震度六強の大地震の襲来に備え、第三者を交えた公正かつ厳重な耐震安全審査を行い、根拠資料や議事録を公開し、近隣自治体、住民の安全性への理解を得ることが、再処理工場稼働上の必須の条件と考えるが、いかがか。見解を示されたい。

右質問する。